

## 第7回 石狩川上流減災対策協議会 議事要旨

日時：令和3年2月16日（火） 13時30分～15時00分

会場：トーヨーホテル 2階 丹頂の間（旭川市7条7丁目）

参加者：会議資料（次第）

※上川町、旭川地方気象台は急遽欠席

※東川町は急遽欠席（長原副町長が代理出席）

### 【議事】

- （1）規約の改定について
- （2）減災対策の取組事例
- （3）現行「取組方針」のフォローアップ
- （4）更新「取組方針」について

### 【委員からの主な意見】

#### （旭川市）

- ・ まるごとまちごとハザードマップ事業として旭川開発建設部支援の下、市内で洪水時の被害が大きいと予想される忠和地区と近文地区において、浸水深や避難所への方向、距離などを記載した標識を設置した。
- ・ 防災週間に合わせ、江丹別地区において関係機関の協力を得ながら、市民参加型の実践的な防災訓練を実施した。消防団による地域住民への避難の呼びかけ、避難所の開設から住民の避難受入れという一連の流れを確認した。
- ・ このほか、市内の小学校8校で一日防災学校、児童生徒を対象とした啓発活動、避難所の新型コロナウイルス等感染防止対策として避難所開設運営マニュアルの見直しと職員向けの訓練を実施した。
- ・ 国から避難行動判定フローなどの新たな資料が示されたことを受け、市民向け避難マニュアルを改訂し市広報誌に掲載するとともに、防災講習などの様々な機会を捉え、避難の理解力向上キャンペーンを展開している。
- ・ 今後の取組としては、防災講習や訓練などの実施、避難行動要支援者名簿提供先の拡充、避難確保計画未作成の施設に対する指導など、自助、共助による地域防災力の向上につながる取組を引き続き進めていく。

#### （鷹栖町）

- ・ 7月の水防訓練では、町職員と消防団を対象に排水ポンプパッケージ及びポンプ車の設置訓練、災害対策本部を設けた情報伝達訓練を行った。タブレットを使用した同一情報を共有する取組は、非常に効果があると感じている。
- ・ 毎年9月の「防災の日」前後に、上川総合振興局や旭川地方気象台の方を招き、防災セミナーを行っている。
- ・ 全戸にラジオ型個別受信機の防災無線の設置を終え、4月から本格的に供用を開始する。

#### （東神楽町）

- ・ 小学校において、洪水ハザードマップを使った防災に関する授業を行っている。
- ・ 避難所運営ゲーム HUG や災害図上訓練 DIG を実施しながら減災の取組を進めていく。

- ・ デジタル防災無線などのツールを活用し、住民の皆さんに啓発していきたい。

(当麻町)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の地方創成臨時交付金を活用し、避難所の運営に必要な感染症対応の備蓄品を増強した。
- ・ 要支援者の対応が課題となっており、町内会と行政との日頃からの連携が重要になってくる。
- ・ 配布済のハザードマップの説明会については、コロナ終息後に開催したい。
- ・ 防災専門官の登用を目指し、体制強化を検討している。

(比布町)

- ・ 上川総合振興局に協力をいただき、町職員を対象とした防災訓練を実施した。近年は大きな災害もなく本格的な避難所を設営したことがないため、実際の災害を想定したコロナ禍での避難所開設運営訓練は貴重な経験となった。
- ・ 小学生を対象とした防災授業では、避難所へのペットの持ち込みについて議論となり、実際に避難所を運営するうえで町としても勉強になった。

(愛別町)

- ・ 光ファイバーを全戸に接続した際の IP 告知端末器が更新時期に来ており、平成 30 年のブラックアウトの際に機能しなかったことも受け、ラジオも聞ける FM 告知端末器に取り替えている最中である。停電時に臨時災害放送局を開設した際は、連携が必要と考えている。
- ・ 土砂災害や豪雨だけではなく、いろいろなことに対応できるようハザードマップを更新し、全戸に配布した。

(上川町)

- ・ 会議資料に記載のとおり。(急遽欠席)

(東川町)

- ・ 要支援者の避難所への受入を想定した避難所開設訓練を実施した。
- ・ 町内には五つの自治振興会があり、それぞれが地区防災計画を策定し、避難所の運営マニュアルを作っているところである。要支援者の避難支援など独自のルールを作っていく中で、自分たちで自分たちを守るという機運を高めていきたい。

(美瑛町)

- ・ 大規模水害時の迅速・確実な避難行動の取組として、8 月にハザードマップを一冊に集約した防災ガイドブックを更新し、全戸に配付した。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の確認、避難行動要支援者名簿の作成、小・中学校での防災教室、町広報による防災情報の周知を行ったほか、美瑛町公式 LINE の運用も開始した。
- ・ 今後に向けては、これらを活用し防災情報の普及啓発をさらに進めていくとともに、自主防災組織にも積極的に活動してもらうよう取組を強化する。
- ・ 洪水氾濫被害軽減のための的確な水防活動に関する取組では、町内 18 か所の水門の点検や各種協議会への参加による情報共有、消防団員の募集に努めてきた。
- ・ 都市機能や社会経済活動の早期復旧のための取組では、研修等において災害対策車などの要請に関する確認や消防団との共同での操作訓練を行ってきた。今後も情報共有や操作訓練などを継続し、安定した活動を維持できるよう体制を維持していく。

(上川総合振興局)

- ・ ハード対策に係る取組では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備、河道掘削、樹木伐採を実施、洪水被害を軽減する対策として堤防天端保護工、住民避難支援を目的として危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置を実施している。
- ・ ソフト対策では、防災教育の普及推進を図るため小中学校を対象とした一日防災学校を実施した。また、市町村の災害対策本部訓練や住民の避難訓練、防災研修のサポートなどを実施している。

(旭川地方気象台)

- ・ 会議資料に記載のとおり。(急遽欠席)

(北海道警察旭川方面本部)

- ・ 警察部隊の対応能力の向上として、方面本部の専門部隊による忠別ダムでの水難救助訓練のほか、各警察署においては初動対応に当たる警察官に対する各種訓練、警察施設が被災した場合の機能移転訓練などを実施している。
- ・ 地域住民の防災意識の高揚として、住民に身近な交番や駐在所の勤務員を通じ、防災講話やDIG訓練を実施している。
- ・ 水害を初めとする防災対応は関係機関と連携して実施することが極めて重要であり、訓練を通じ、双方の連携を確認することが非常に重要である。旭川市の防災訓練に参加させていただいたように、これからも積極的に各種訓練への参加を考えているので機会があれば声をかけていただきたい。

(陸上自衛隊第二師団)

- ・ 水害発生時に自衛隊はどのようなことができるのか、その理解を深める一助として資料を用意した。
- ・ 令和元年の台風19号における災害派遣では、生活支援における入浴支援と給水支援を実施した。教訓としては、活動を実施する際の事前の調整、既存施設を使う際の点検等が重要であったことを共有いただきたい。
- ・ 自衛隊が保有している水害発生時に使用する装備品の一例として、ヘリ、ボートは上空や地上から人命を救助する際に活用。油圧ショベルと掩体掘削機は瓦礫等が流出した際の除去、あるいは道路の啓開等に活用。除染車は汚水等が流出した際の防疫作業として、水等を噴霧し地表面を洗う活動ができる能力を持っている。

(旭川開発建設部)

- ・ 主に流下能力の向上を目的とした河道掘削のほか水門整備、危機管理型ハード対策として堤防の天端保護、裏法尻補強を実施している。
- ・ 洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラを設置してきた。画像情報を確認できるサイトがあるので、河川の増水時に役立ていただきたい。
- ・ この水位計と監視カメラは、氾濫ブロックの中の一番危険な箇所を設置している。リアルタイムで情報が分かり、どこにいてもホームページやスマートフォンから見ることで、流域の住民の皆様にも共有いただきたい。
- ・ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定は、水防法により努力目標から義務となった。国土交通省では、令和3年度中に100%の達成率を目指している。対象となる要配慮者利用施設については、市町村の地域防災計画に施設を位置づけていただくよう、引き続きお願いしたい。

(以上)